

北アイルランド小売移送制度（ReMoS）概要①

制度概要

- グレートブリテンから移送され、北アイルランドで消費される食品の移送手続きを円滑にするため、ウィンザー・フレームワークにおいて策定されることとなった制度。
- 制度要件を満たした食品の移送では、包装明細書(パッキングリスト)をもとにした単一の包括証明書（General Certificate）と事業者の宣告により、英国の公衆衛生等の基準に適合した食品の移送が可能。

対象事業者

- 北アイルランドで最終消費される食品の販売あるいは移送に責任を持つすべての事業者が対象とされ、以下が例示
 - ✓ 最終消費者に最終製品を販売する小売事業者
 - ✓ パブやレストランなどの飲食店
 - ✓ 学校、病院などの公的組織に食品を提供する事業者
 - ✓ 小規模小売店舗に食品を供給する卸売事業者
 - ✓ 従業員向け食堂の運営事業者

制度登録

- 2023年7月31日から8月24日までの事前登録ののち9月1日より本登録の開始
- 事業者は制度の利用規約と条件を承諾し、登録を一度行えばよい（利用規約と条件に関するガイダンスは2023年7月に公表予定）
- 事業者は制度登録に際し、事業種別、グレートブリテンと北アイルランドの出発施設と到着施設、英国食品事業者登録番号、連絡先を提供

北アイルランド小売移送制度（ReMoS）概要②

移送要件

- 英国政府は既存の業界基準や慣行に沿って制度設計を行うため、事業者は制度利用に際してITシステム等を更新する必要はない
- 包括証明書は登録開始の2023年9月1日以降、現行のオンライン輸出衛生証明ポータルからアクセスが可能
- 登録事業者は積荷ごとに担当当局の検印付き封を行う
- 北アイルランドの荷受人は、荷の受領後48時間以内に北アイルランドの担当当局に通告
- 同一性検査の頻度は2023年に10%、2024年10月に8%、2025年7月に5%と現行より大幅に低減、現物検査は現行と同様、リスクに応じて実施
- 2023年10月から2025年7月にかけて段階的に食品ラベル要件を導入

対象製品

- グレートブリテン産の製品、グレートブリテンで加工された北アイルランド産の製品、EU産の製品はすべて制度の対象
- 非EU諸国由来で北アイルランドで消費される多くの製品についても制度の対象（詳細は[政策文書](#)に記載）
- そのほか、以下の製品について変更が生じる
 - ✓ ソーセージなど肉調製品の移送制限が撤廃され、包括証明書の添付により移送が可能となる
 - ✓ ワインへのVI-1証明書の添付が不要
 - ✓ 有機生鮮品は英国の公衆衛生基準及び販売基準が適用

北アイルランド小売移送制度（ReMoS）の食品ラベル要件

要件概要

- ReMoSの開始とともに、北アイルランド向けとして移送された食品がEUに移送されることを防ぐため、個々の製品や箱への食品ラベル要件を段階的に導入
- 量り売り食品、店舗や社員食堂等で消費される食品、常温安定の混合食品（注）、公的管理規則において証明書や検査が不要とされる食品はラベル要件の対象外
- 個々の製品への食品ラベル要件は2023年10月、2024年10月、2025年7月の3段階で導入、箱への食品ラベル要件は第1段階のみで実施
- 食品ラベル要件の各段階において、開始日から30日間の移行措置が設定
- 英国政府は、第2段階以降の食品ラベル要件をグレートブリテンで販売されるあるいはグレートブリテンに輸入される食品にも適用することを検討中

個々の製品への食品ラベル要件の段階的導入

第1段階（2023年10月～）

- 全ての肉製品と一部の乳製品が対象となり、対象となる製品を1つ以上含む製品も対象（詳細は[対象製品リスト](#)を参照）
- 北アイルランド向けにグレートブリテンから移送される製品のみ対象

第2段階（2024年10月～）

- 北アイルランド向けにグレートブリテンから移送される第1段階の対象製品に加え、全ての牛乳と乳製品が対象
- グレートブリテンの全ての肉製品と乳製品もラベル要件の対象となる見込み

第3段階（2025年7月～）

- 北アイルランド向けにグレートブリテンから移送される第2段階までの対象製品に加え、混合食品、フルーツ、野菜、魚が対象
- グレートブリテンの同じ製品もラベル要件の対象となる見込み

（注）混合食品とは、植物性原料と動物性加工済原料の両方を含む食品のこと